

令和6年度

(第1回)

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日 時：令和6年10月10日（木）13時30分～

場 所：鹿屋市役所 別館第1・2会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課
(人権・男女共同参画推進係)

資料一覧（目次）

ページ

資料 1

- I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）・・・1
- II 男女共同参画が求められる背景（要因）・・・2

資料 2

- I 本市の現状について・・・5

資料 3-1

- I 本市の主な取組について・・・8

資料 3-2

- 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画（中間見直し）の概要について
・・・12

資料 4

- 第2次鹿屋市男女共同参画実施計画令和5年度実績報告・・・14
- 具体的施策評価・・・21

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍
 - 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保
 - 個人が能力を最大限発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合う
 - 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整う
 - 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画
 - 地域コミュニティの強化
- これら全体の取組により
 - 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

国・地方公共団体・国民の責務

国 … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。
男女共同参画社会づくりのための施策（積極的改善措置含む。）を総合的に策定し、実施

地方公共団体 … 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

国民 … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

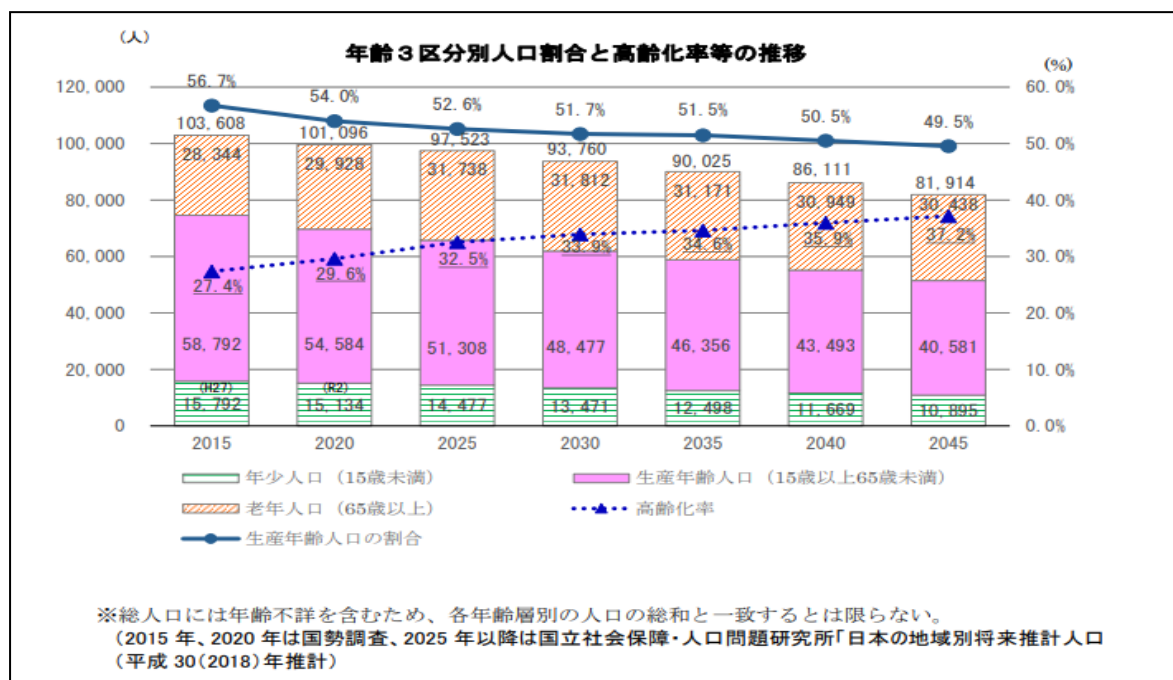
Ⅱ 男女共同参画が求められる背景(要因)

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少等

本市の総人口について

- ・ 2015年（平成27年）に約103,600人 → 2045年には約81,900人（予想）
- ・ 2015年から2045年にかけて、
生産年齢人口 約58,800人 → 約40,600人（約18,200人減）見込み
老年人口 約28,300人 → 約30,400人（約2,100人増）見込み

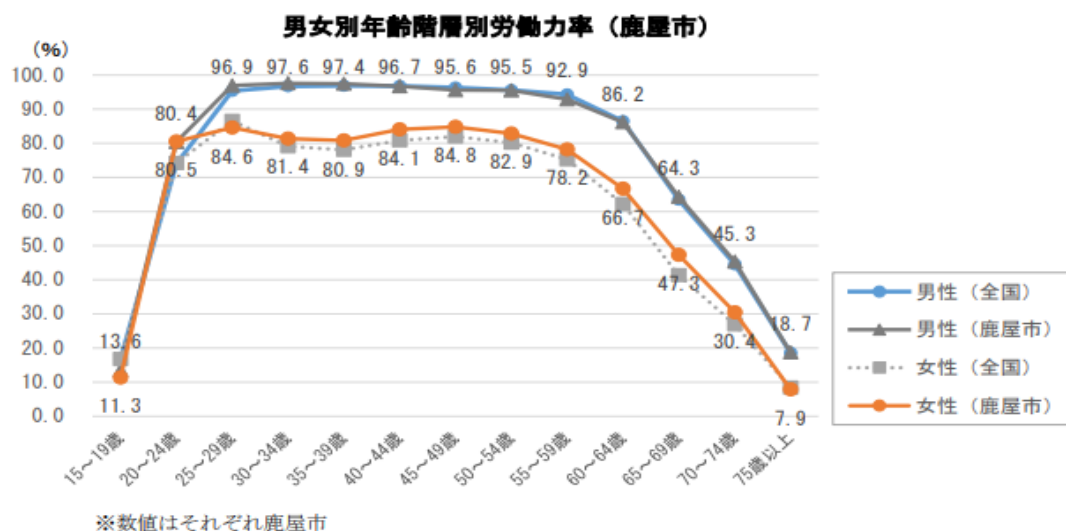


(2) 就業を取り巻く環境

本市の労働力率（就業者数と完全失業者数を併せた労働力人口が15才以上の人口に占める割合）の状況を年齢階級別にみると、

男性 25歳から59歳まで大きな変化はない

女性 35～39歳を底とするM字カーブを描いているが、くぼみは緩やかになっており、離職せずに就業を継続している人が増加している傾向にある。

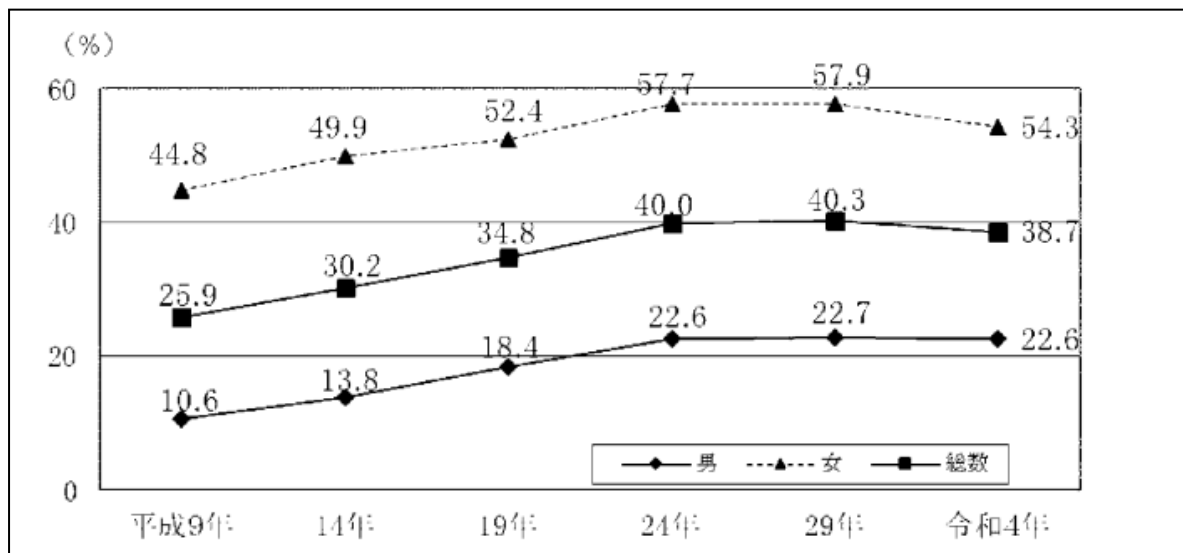


※R2国勢調査（総務省）より

(3) 非正規雇用者の割合(鹿児島県)

「雇用者（役員を除く）」に占める「非正規の職員・従業員」の割合は38.7%で、男性は5年前と比べて0.1ポイント減少している。また、女性も5年前と比べて3.6ポイント減少しているが、5割以上が「非正規の職員・従業員」となっている。

男女別雇用者(役員を除く)に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（鹿児島県）



※令和4年就業構造基本調査結果(鹿児島県)より

2 国や県の主な動き

(1) 国の動き

- ・平成11年6月 … 男女共同参画社会基本法制定
- ・平成13年4月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
- ・平成27年9月 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定
- ・平成30年5月 … 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
- ・基本計画策定 … 第1次～第5次男女共同参画基本計画を策定し（第1次：H12.12～第5次：R2.12）、これらに基づく取組を推進
- ・令和4年5月 … 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定
- ・令和5年5月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年改正法）制定
- ・令和5年6月 … 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律制定

(2) 県の動き

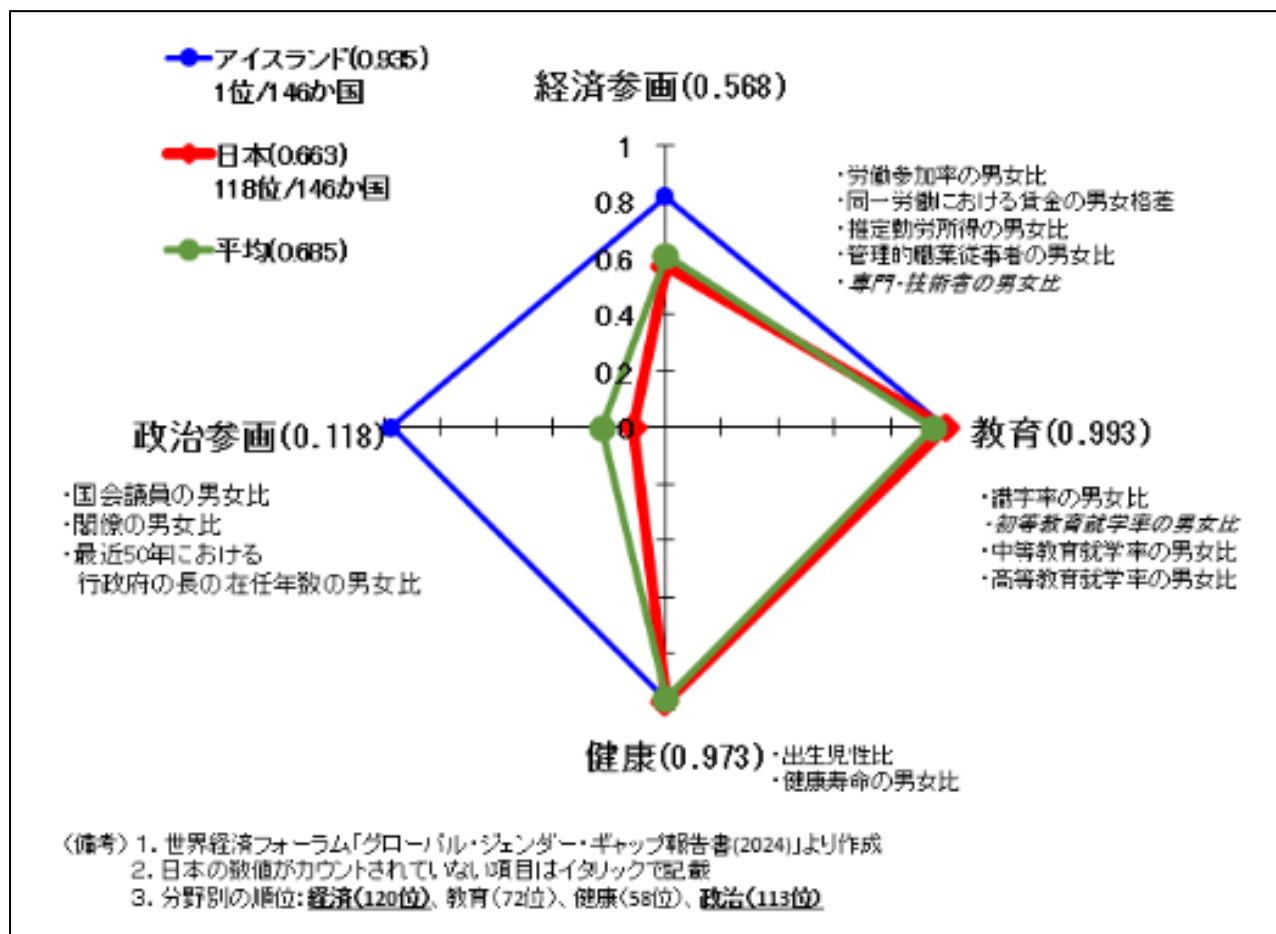
- ・平成13年12月 … 鹿児島県男女共同参画推進条例制定
- ・平成18年3月 … 鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画策定
- ・平成29年3月 … 鹿児島県女性活躍推進計画を策定
- ・基本計画策定 … 「かごしまハーモニープラン」（H11.03）、第1次～第3次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し（第1次：H20.3、第2次：H25.3、第3次：H30.3、第4次：R5.3）、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進。

3 男女共同参画社会の現状と課題

少子高齢化による人口減少社会の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題となっている。

【日本のジェンダーギャップ指数（2024）版】

各国の男女格差の大きさを世界経済フォーラムが国別にランク付けした「ジェンダーギャップ指数」（2024 版）において、日本は 146 か国中 118 位（前年は 125 位）、政治参画 113 位、経済 120 位、教育 72 位、健康 58 位）でした。



I 本市の現状について

1 本市の状況

(1) 男女の地位の平等感（令和4年市民意識調査結果より）

◎「男性の方が優遇されている」と感じている割合が増加

分野別 家庭 37.5%（H29 調査 33.8%）、職場 39.1%（H29 調査 32.7%）、
学校 9.0%（H29 調査 8.3%）、地域社会 45.2%（H29 調査 36.9%）、
法律や制度上 35.2%（H29 調査 25.8%）、
社会通念やしきたり 65.5%（H29 調査 55.9%）
社会全体 75.1%（H29 調査 66.4%）

◎「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、 『反対』の割合が増加 56.5%（H29 調査 47.2%）

(2) あらゆる場における男女の参画促進（令和4年市民意識調査結果より）

◎家庭における役割分担

- ・「家事」「育児」「家族の介護」「学校行事やPTAへの参加」は妻が担っている割合が高い。
- ・「世帯の収入を得る」「高額商品や不動産購入等を決める」は夫が担っている、又は夫婦で分担している傾向にある。

◎女性が育児や介護などで離職することなく、仕事を続けていくために必要なこと

- ① 「保育施設など子供を預けられる環境の整備や育児支援サービスの充実」
… 65.3%（H29調査 66.4%）
- ② 「男女双方が育児・介護休業制度などを利用しやすい職場環境づくり」
… 43.6%（H29調査 44.4%）
- ③ 「女性が働き続けることに対する家族や周囲の理解・協力」
… 42.5%（H29調査 45.1%）

(3) 政策等決定過程への女性の参画状況（令和4年市民意識調査結果より）

◎方針・施策を決める際の女性の意見

- ・『反映されている』（「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」の合計）
割合が最も高いのは「職場」、次いで「地域社会」
- ・『反映されていない』（「あまり反映されていない」と「全く反映されていない」の合計）
割合が最も高いのは「国政の場」、次いで「市政・県政の場」

◎政策・方針決定の場に女性が少ない理由

- ① 「組織運営が男性優位のため」 … 54.7%（H29調査 47.7%）
- ② 「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないため」
… 35.1%（H29調査 32.8%）
- ③ 「家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担意識等」
… 33.7%（H29調査 28.8%）

① 政策・方針決定過程への女性の参画状況(全国の状況等)

役職区分	女性の参画状況		
	全国平均	県内平均	鹿屋市
市区議会議員	19.9%	15.3%	15.4%
地方公務員(市区町村)管理職に占める女性の割合	17.6%	13.2%	3.6%
市区町村 審議会委員	28.5%	28.1%	30.8%
自治会長	7.2%	6.8%	2.1%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況R5(内閣府)

② 市の審議会等への女性委員登用状況

年 度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割 合
平成21年度	H22. 3. 31	52	839人	171人	20.4%
令和元年度	R2. 3. 31	49	714人	195人	27.3%
令和2年度	R3. 3. 31	52	749人	219人	29.2%
令和3年度	R4. 3. 31	48	629人	184人	29.3%
令和4年度	R5. 3. 31	45	597人	182人	30.5%
令和5年度	R6. 3. 31	44	578人	178人	30.8%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率をR10年度までに35%へ

③ 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況 (各年4月1日現在)

年度	係長職以上				(参考) 全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	うち課長級以上の女性	男性	女性
令和3年度	117人	13人	11.1%	1人	69.9%	30.1%
令和4年度	173人	19人	10.9%	1人	69.7%	30.3%
令和5年度	168人	18人	10.7%	2人	69.5%	30.5%
令和6年度	161人	15人	9.3%	3人	69.3%	30.7%

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (令和4年市民意識調査結果より)

- ・「配偶者から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性」の割合…25.8%
- ・「(10歳代、20歳代に) 交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験があった女性」の割合…15.5%
- ・「暴力や嫌がらせに関する相談をどこにも誰にも相談しなかった」人の割合…43.0% (H29調査 48.4%)
- ・「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている(聞いたことがある)人の割合…26.4% (H29調査 34.4%)

(5)「ワーク・ライフ・バランス」の実現度（令和4年市民意識調査結果より）

・「実現できている」と「どちらかといえば実現できている」

…全体 47.4%（H29 調査 41.8%）

男性 47.1%（H29 調査 39.8%）

女性 47.8%（H29 調査 43.7%）

・「実現できていない」と「どちらかといえば実現できていない」

…全体 32.7%（H29 調査 38.9%）

男性 32.1%（H29 調査 40.8%）

女性 33.1%（H29 調査 37.3%）

(6) 性的少数者への理解促進（令和4年市民意識調査結果より）

・自分の性別に違和感を覚えたり、恋愛感情が同性に向かうなど、
性について「悩んだことがある」と回答した人の割合

…2.1%

・「LGBT」という言葉を知っている人の割合

…58.2%

・「自分の周りにLGBTなどの性的少数者の方はいる」と回答した人の割合…10.4%

2 男女共同参画に関する市民意識調査（鹿屋市）等から見える課題

- 男女の地位の不平等感については、男性優遇と感じている人が多く、家事・育児・家族の介護など、依然として家庭における妻の負担が大きいと感じる人も多いことから、あらゆる場における男女の参画促進や固定的な性別分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが必要である。
- 方針や施策決定に女性の意見は反映していないと感じている人がやや多いことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備や、女性が能力を発揮するための支援が必要である。
- 配偶者等からの暴力の被害経験がある女性は約4人に1人となっており、性別に起因するあらゆる形態の暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の醸成や被害者の保護・支援が必要である。
- 「LGBT」という言葉を知らない人が約4割と、まだ性的マイノリティの方々への理解が十分とは言えないため、性の多様性についての理解を促進する必要がある。

I 本市の主な取組について

1 鹿屋市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月 1 日施行）及び「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進

→ 実施計画に基づき具体的施策28について男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて評価。

・鹿屋市男女共同参画実施計画令和 5 年度実績報告

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
計画の期間	2019年度～2028年度（10年間）
経 過	※計画の中間見直し（R 5）

2 「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」の中間見直しについて

（1）中間見直しの目的

社会経済情勢等の変化、現状にみる課題や国・県・本市の動向に加え、これまでの施策の進捗状況に基づき、計画期間の中間年度（令和 5 年度）に見直しを行ったもの

（2）中間見直しの概要 【資料3-2を参照】

あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映するため、より一層「男女共同参画社会の形成の促進」に向けた政策課題が明確になるよう施策体系の見直しを行った。

- ①基本的方向 → 3つの基本的方向について、全体を包括する形に変更する。
- ②重点目標 → 条例（基本理念）に直接対応する課題を重点目標に位置付ける。
[重点目標の数] 現行：3項目 → 6項目へ増
- ③施策の方向・具体的施策 → 各重点目標に対応して設定
- ④数値目標 → 見直しに伴い、必要に応じて新たな項目を検討

3 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

- (1) 鹿屋市男女共同参画審議会
- (2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議
- (3) 鹿屋市DV対策庁内連絡会議
- (4) 各種調査の実施（HPにて公表）

- ① 市民意識調査（5年に1回） 令和4年度実施
- ② 事業所及び従業員アンケート（5年に1回） 令和3年度実施
- ③ 生理に関するアンケート（単発） 令和4年度実施

4 施策立案等への男女共同参画機会の確保

(1) 市の審議会等への女性委員登用促進

- ・鹿屋市審議会等委員への女性の登用推進に関する要領（平成29年2月制定、令和3年1月改正）
- ・審議会等委員への女性登用指針（平成29年2月制定、令和3年1月改正）

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

○女性委員登用状況・・・6頁(3)-②の表参照

(2) 女性人材リストの充実と登録者の活用推進

○登録者の推移（年度末現在）

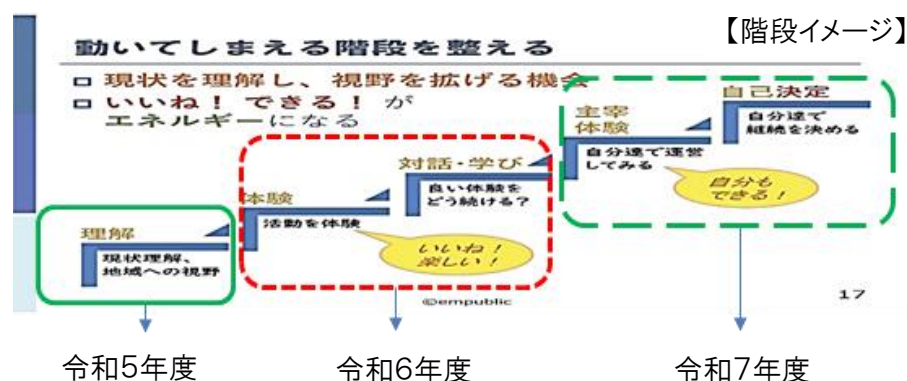
	R1	R2	R3	R4	R5	R6.8
個人	27人	31人	42人	39人	43人	46人
団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

※登録分野 … 男女共同(20)、教育(15)、福祉(13)、法律行政(3)、経済労働(4)、農業商業(7)、文化芸術(13)、スポーツ(4)、建築土木(3)、地域活動(23)、その他(9)

※活用促進 … 令和6年度・各課における審議会、委員会等の委員選定の際の照会・活用（3課）
・本市が開催するジェンダー平等を実現するワークショップにおいて、女性活躍ロールモデルとして講師を依頼

(3) 女性が奏でるまちづくり推進事業(令和2年度～)

性別に関わらず、自分らしく活躍できる地域社会づくりを考える市民参加型のワークショップ（3年間にわたる連続型ワークショップ 年4回開催）



5 女性活躍推進法に基づく取組

(1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 令和2年4月 ～ 令和8年3月（6年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区 分	R1 現状	R5 実績	目 標
採用試験における女性受験者割合	32.7%	↑ 39.4%	令和7年度までに45%以上
男性の育児休業取得率	8.3%	↑ 33.3%	13%→85% (R6.3変更)
妻の出産に係る特別休暇取得率 (男性職員)	87.5% 39.1%	↓ 60.0% ↑ 55.5%	(取得者数) 100% (取得日数割合) 50%
管理・監督職員に占める女性割合	17.2%	↑ 19.8%	20%以上（係長級以上）

6 市民・事業者等の理解のための広報啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区 分	内 容
男女共同参画講演会	男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修
学校研修 (生徒、教職員等)	人権・デートDV防止に関する研修
企業企業等向け研修 (企業・団体等職員)	男女共同参画や女性活躍推進に係る研修
市民向け研修	【女性向けセミナー】 キャリアアップに踏み出す女性を応援するセミナー
出前講座 (生涯学習まちづくり出前講座)	男女共同参画に関する講座（講師：市職員）

(2) 男女共同参画に関する広報・パネル展示等

- ① 情報紙「k a n o y a 男女共同参画 n e w s」の発行
- ② 小学校高学年向けリーフレットの配布
- ③ 県男女共同参画週間（7月25日～31日）での啓発
- ④ 国、県等の各種情報提供

7 市民・事業者等の活動を支援

(1) お届けセミナー

誰もが社会の中でその個性と能力を十分に発揮できるよう、また男女が共に仕事と生活を両立させ、地域社会に参画できるよう、各種団体等の研修会へ専門の講師を派遣するもの。

【研修テーマ実績】

- ジェンダー平等／男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランスの研修
- ハラスメント研修
- DV被害者防止のためのセミナー
- 性の多様性／パートナーシップ制度

8 DV防止啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

9 パートナーシップ宣誓制度の導入

(1) 制度導入日

令和6年10月1日

(2) 制度の概要

○パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人がお互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が宣誓の事実を認めるとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するもの

○この制度に法的な効力はないが、性的マイノリティの方々の生きづらさや不安が少しでも解消されるとともに、性的マイノリティの方々に対する社会の理解の促進につながることを目指すもの

(3) 宣誓の対象者

- ① 双方が成年に達していること
- ② 一方又は双方が鹿屋市に住所を有していること
- ③ 双方に配偶者またはパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ④ 双方の関係が近親者でないこと

(4) 宣誓の方法

【事前予約】

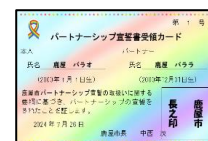
- ① 宣誓を希望する日の原則 7 日前までに電話又は予約フォームで宣誓日の予約

【宣誓当日】

- ② 双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書に自署し、必要書類を添えて提出
- ③ 要件を満たしていることが確認でき次第、受領証等を交付

(5) 交付する書類

- ① パートナーシップ宣誓書受領証
- ② パートナーシップ宣誓書受領カード
(各 1 部)
- ③ 宣誓書の写し



(6) 宣誓することで利用可能なサービス

【行政サービス】市営住宅の申込

【民間サービス】住宅ローン審査における収入の合算、保険金受取人の設定や保険金の代理請求、携帯電話の家族割 など

◎中間見直しの趣旨

- ・平成 28 年 4 月 鹿屋市男女共同参画推進条例を施行。男女共同参画社会基本法及び市条例に基づき、男女共同参画社会の形成促進に向けた施策の総合的な推進を図る。
- ・今回、社会情勢等の変化、国や県の新たな計画策定への対応、市民意識調査等最新の調査結果などを踏まえ、令和 5 年度に中間見直しを行った。

◎計画期間・めざす姿等

【計画期間】… 2019(令和元)年度から 2028(令和 10)年度までの 10 年間 【めざす姿】… 一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
【基本的方向】… 「参画しやすい環境づくり」・「安心できる社会づくり」・「人権に配慮する人づくり」 ※当初計画:重点項目ごとに紐付け → 全体を包括する形に見直し

◎中間見直しの背景

- 【国際社会、国、県の動向】
- ・国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択(H27)
 - ・第5次男女共同参画基本計画(国 R2.12)
 - ・女性版骨太の方針(女性活躍・男女共同参画の重点方針)(国 毎年 6 月)
 - ・第4次鹿児島県男女共同参画基本計画(R5.3)
- 【法制度の整備】
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R4.5 成立)
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年改正法)(R5.5 成立)
 - ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)(R5.6 成立) 等
- 【国・県における重点的取組事項（抜粋）】
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取り組む(国)
 - ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める(県)
 - 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、取組を強化(国)
 - ・DVの根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、相談・支援体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に努める(県)
 - 生涯を通じた健康支援
 - ・生涯を通じた心身の健康を支援するため、引き続き「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)について普及啓発を図る(県)

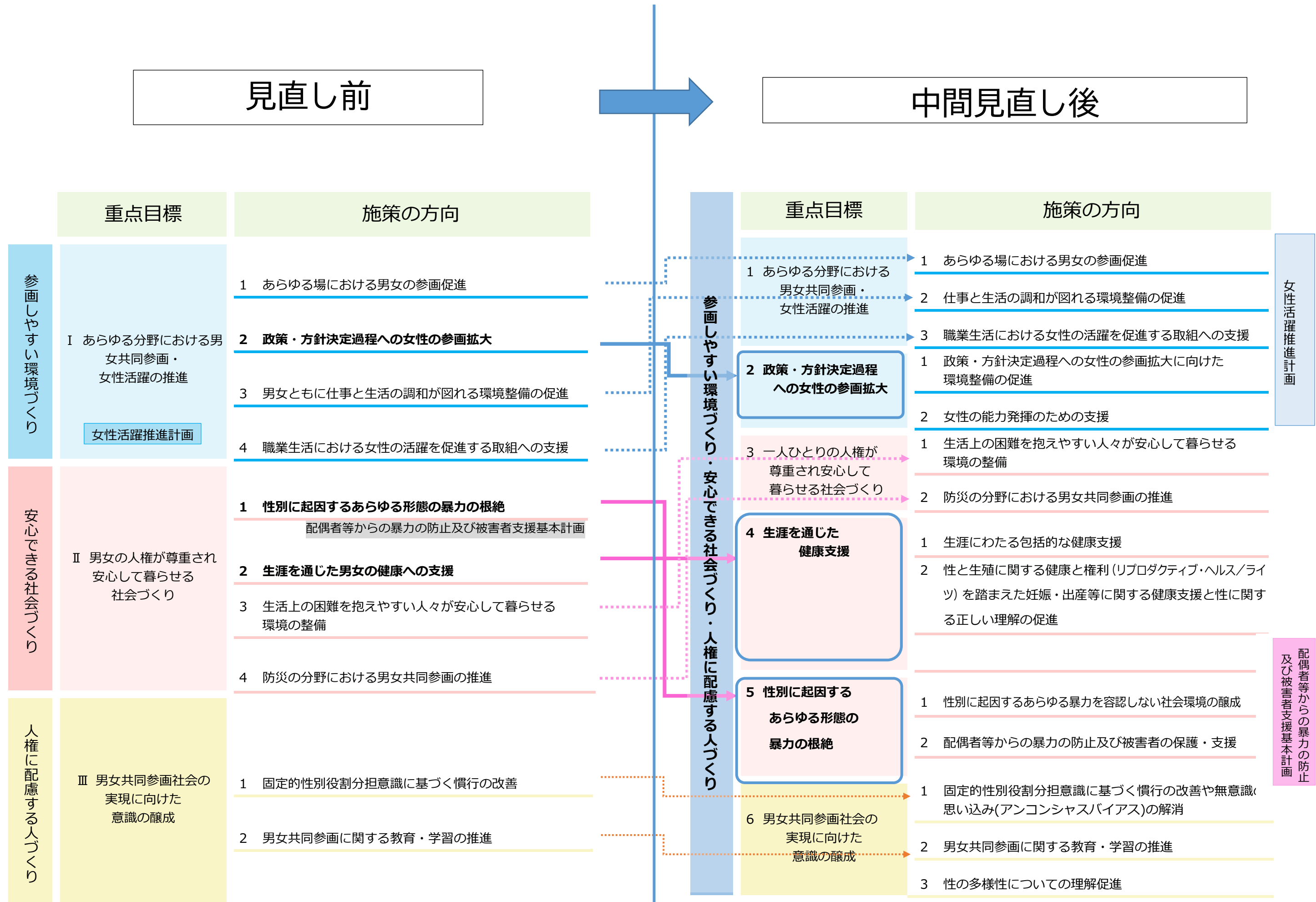
- 【市条例の基本理念】
- ①男女の人権の尊重
 - ②社会における制度又は慣行による影響への配慮
 - ③社会のあらゆる分野における政策等の立案・決定への共同参画
 - ④家庭生活における活動と他の活動の両立
 - ⑤性と生殖についての理解と健康への配慮
 - ⑥国際的協調
- 【市の現状・課題】（市民意識調査等より）
- 政策・方針決定過程への女性の参画が少ない
 - ・方針・施策を決める際の女性の意見の反映度：国政や県・市政の場で「反映されている」と思う人は約 2 割
 - ・審議会等における女性委員の比率
現状 R4:30.5%（目標 R10:35%）※若干の増加傾向
 - ・管理職における女性の割合(事業所)
20%程度（H28 調査比：変化なし）
 - 性差に応じた健康についての理解が不足
 - ・性に関する正しい知識を広めることが必要と思う女性
9 割強
 - ・「性と生殖に関する健康と権利」という言葉
75.6%の人が知らない
 - 性別に起因する暴力がある
 - ・配偶者等からの暴力の被害経験：女性の約 4 人に 1 人
 - ・DV被害にあった際、相談しなかった人は半数近く(43%)
 - 性的少数者への理解不足
 - ・「L G B T」という言葉を知らない（詳しくは知らない）人が約 4 割

◎中間見直し後の重点目標等

- 【重点目標と施策の方向】
- 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進
- (1) あらゆる場における男女の参画促進
 - (2) 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
 - (3) 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進
 - 2 女性の能力発揮のための支援
- 3 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり
- (1) 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備
 - (2) 防災の分野における男女共同参画の推進
- 4 生涯を通じた健康支援
- (1) 生涯にわたる包括的な健康支援
 - (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- 5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶
- (1) 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
- 6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
- (1) 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
 - (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進
 - (3) 性の多様性についての理解促進

◎中間見直しのポイント

- 「男女共同参画社会の形成の促進」に向けた政策課題の明確化…市条例の基本理念に対応する課題を重点目標に位置付け
[重点目標] 当初計画：3項目 → 今回：下記3項目を「施策の方向」から引き上げ、重点目標を6項目に
① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ② 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 ③ 生涯を通じた健康支援
- 多様性を尊重する社会環境の整備…施策の方向に、「性の多様性についての理解促進」を追加



第2次鹿屋市男女共同参画基本計画

鹿屋市男女共同参画実施計画 令和5年度実績報告

一人ひとりが支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

令和6年10月
鹿 屋 市

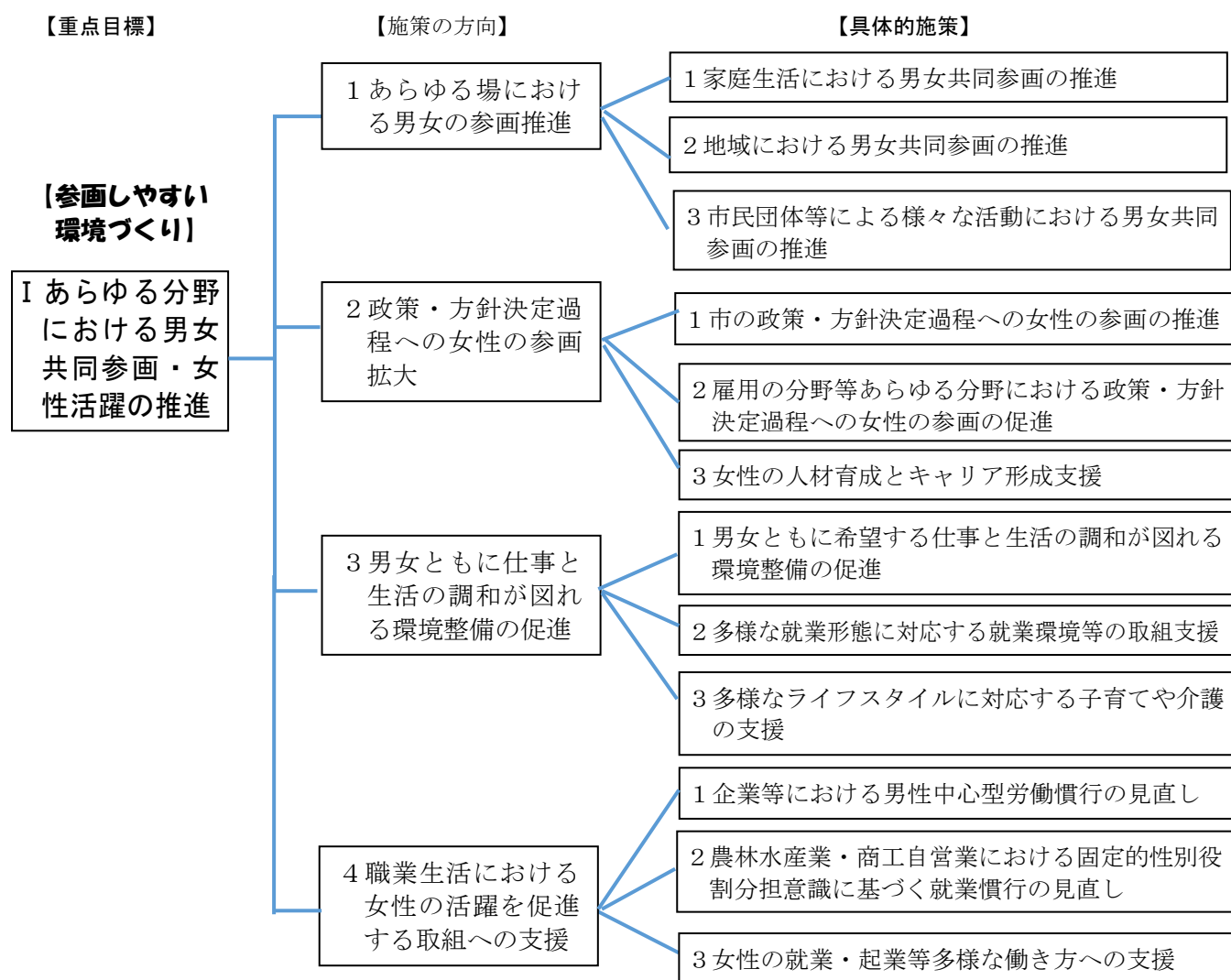
はじめに

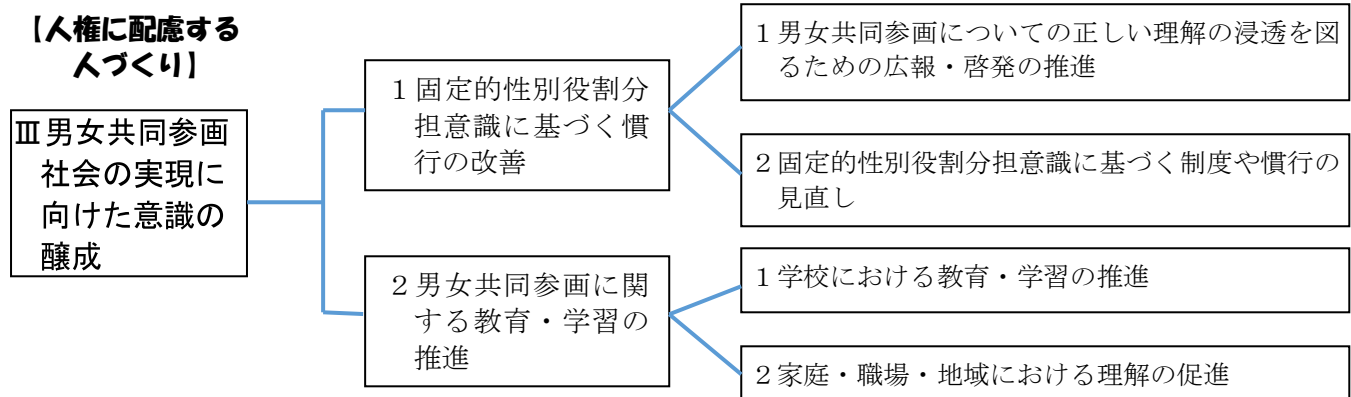
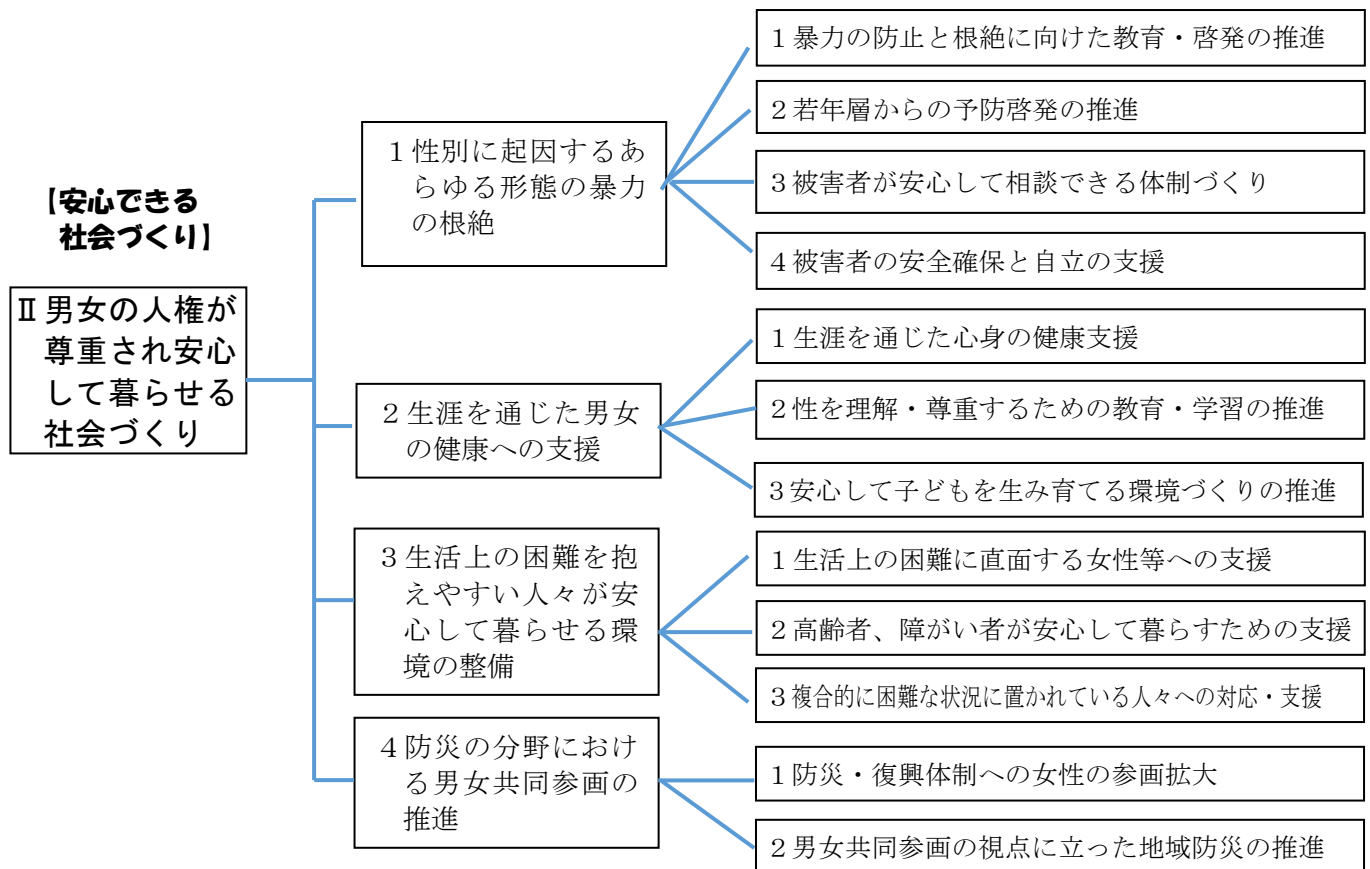
男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

鹿屋市は、平成 28 年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成 31 年 3 月に「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

1 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画 体系表 めざす姿『一人ひとりが支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや』





2 評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを4段階で評価した。

事業評価の指標

- A： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（8割以上）
- B： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8割程度）
- C： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2～5割未満）
- D： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2割未満）

3 評価事項

(1) 男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

社会における制度又は慣行による影響への配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されたか。

男女の性についての理解と配慮（第3条第5号）

全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されたか。

国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われたか。

(2) 男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

4 評価結果

体系表の具体的施策（全 28 件）

評価	R 1 件数 (件)	R 2 件数 (件)	R 3 件数 (件)	R 4 件数 (件)	R 5 件数 (件)	備考
A	18	14	21	21	22	
B	8	13	7	7	6	
C	2	1	0	0	0	
D	1	0	0	0	0	
合計	28	28	28	28	28	

○施策の方向毎の具体的施策評価推移

重点目標 I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向	具体的施策（12）	R1	R2	R3	R4	R5
1 あらゆる場における男女の参画促進	1 家庭生活における男女共同参画の推進	A	A	A	A	A
	2 地域における男女共同参画の推進	A	A	A	A	A
	3 市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	B	B	B	B	B
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	B	B	A	A	A
	2 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	A	B	A	A	A
	3 女性の人材育成とキャリア形成支援	B	B	A	A	A
3 男女がともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	1 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	A	C	A	A	A
	2 多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援	B	B	B	B	B
	3 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	A	A	A	A	A
4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	1 企業等における男性中心型労働慣行の見直し	B	B	B	B	B
	2 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し	B	B	B	B	B
	3 女性の就業・起業等多様な働き方への支援	A	B	B	A	A

重点目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向	具体的施策（12）	R1	R2	R3	R4	R5
1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	1 暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進	A	A	A	A	A
	2 若年層からの予防啓発の推進	A	A	A	A	A
	3 被害者が安心して相談できる体制づくり	A	A	A	A	A
	4 被害者の安全確保と自立の支援	A	A	A	A	A
2 生涯を通じた男女の健康への支援	1 生涯を通じた心身の健康支援	A	A	A	A	A
	2 性を理解・尊重するための教育・学習の推進	A	A	A	A	A
	3 安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	A	A	A	A	A
3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	1 生活上の困難に直面する女性等への支援	A	A	A	A	A
	2 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援(介護支援等)	A	B	A	A	A
	3 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	A	A	A	A	A
4 防災の分野における男女共同参画の推進	1 防災・復興体制への女性の参画拡大	C	B	B	B	B
	2 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	C	B	A	B	B

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向	具体的施策（4）	R1	R2	R3	R4	R5
1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	1 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進	B	B	A	A	A
	2 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	A	A	A	A	A
2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	1 学校における教育・学習の推進	A	A	A	A	A
	2 家庭・職場・地域における理解の促進	B	B	B	B	A

5 男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

○数値目標の達成度

評価	指標数（全 9 指標）
達成	3
 目標にむけて推進	3
 ほぼ横ばい	2
 当初（計画策定時）より低い	1

設定項目	計画策定時 (H29)	実績 (R 4)	現状 (R 5)	目標値 (R 10)	達成度
1 市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	30.5%	30.8%	35.0%	
2 ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男性 47.1% 女性 47.8%	次回 R 9 意識調査 で検証	男女ともに 50%	—
3 市の男性職員の育児休業の取得率 ※	8.3%	18.8%	33.3%	13%から 85%へ 変更	
4 市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合）※	87.5%	92.9%	60.0%	100%	
5 男女共同参画地域推進員の数	2 人	4 人	5 人	4 人	達成
6 DVを受けたことがある人が、どこ（だれ）にも相談しなかった割合	48.4%	43.0%	次回 R 9 意識調査 で検証	40%	—
7 「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	26.4%	次回 R 9 意識調査 で検証	45%	—
8 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	72.7%	次回 R 9 意識調査 で検証	100%	—
9 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	56.5%	次回 R 9 意識調査 で検証	55%	—

※項目 3、4 に関する年度 計画策定時：令和元年度、目標値は令和 7 年度

具体的施策評価

重点目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組めます。
実施事業	1 情報誌等を活用した啓発(市民課) 2 講演会・研修会等の開催による啓発(市民課)
評価	A
実績	・「Kanova男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ・男女共同参画講演会 「いろいろな性といろんなあり方」[自分らしく]って一体なんだ?」43人 ・人権・デートDV防止研修会(中学校8校、高校2校) ・男女共同参画出前講座(3団体) ・企業向けセミナー「誰もが生き生きと働く職場を実現する!ワーク・ライフ・バランスセミナー」実施(39人参加)
成果及び課題	・Kanova男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページやFacebookに掲載するほか、町内巡回、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等を行った。 ・若年層を対象にした人権・デートDV防止研修会では、人権尊重・男女平等等等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。
今後の取組予定	・今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。 ・家庭生活における男女共同参画の推進のため、引き続き講演会や研修会等を実施する。

具体的施策	地域における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組めます。
実施事業	3 町内会活動における男女共同参画意識の啓発(地域活力推進課) 4 出前講座やお届けセミナー等による男女共同参画に関する啓発(市民課)
評価	A
実績	・全町内会長へ配付する町内会運営マニュアルにおいて、男女共同参画意識を持った上で町内会を運営するよう周知 ・男女共同参画に関する出前講座(3団体16人)、お届けセミナー(4団体63人)
成果及び課題	・町内会は世帯単位の加入となるため、男性中心の組織運営になりがちであることから、女性が参画しやすい組織づくりを促進する必要がある。 ・出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。出前講座やお届けセミナー等について、町内会や事業所でも活用されるよう事業をPRしていく必要がある。
今後の取組予定	・町内会連絡協議会と連携し、町内会役員の男女共同参画意識の醸成に努める。 ・引き続き地域における男女共同参画の推進のため、出前講座やお届けセミナー等で啓発していく。

具体的施策	市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
施策の内容	市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	5 地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援(地域活力推進課) 6 「共生・協働」によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施(地域活力推進課)
評価	B
実績	・NPO法人の設立、定款変更等の各種届出事務の支援 ・市民活動団体の行う事業への補助(5団体)
成果及び課題	・今後NPOの活動において男女共同参画の視点も取り入れて実施できるように促す必要がある。 ・令和5年度の応募団体5団体のうち2団体の代表者は女性であった。
今後の取組予定	・男女共同参画の視点が反映された活動が出来るように、研修会や各種事業の案内等の働きかけを行っていく。 ・今後も、男女共同参画や多様性、SDGsなどの視点が盛り込まれた事業企画を市民団体が企画するよう、随時制度の見直しや広報の方法など検討していく。

施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	7 各種審議会等への女性委員の登用推進(各課) 8 女性人材リストの登録及び活用推進(市民課) 9 市役所職員の女性管理職の育成・登用(総務課)
評価	A
実績	・各種審議会等における女性委員の登用率30.8%(目標値 35.0%(R10)) ・女性人材リスト登録人数 令和5年度末 43人・1団体 ・令和5年4月1日現在 部長級職員15名のうち女性職員1名、課長級職員40名のうち女性職員1名 (令和6年4月1日現在 部長級職員11名のうち女性職員1名、課長級職員39名のうち女性職員2名(1名は新たに配置))
成果及び課題	・審議会等における女性委員の登用率を上げるため、所管課の意識醸成及び人材の発掘が必要。 ・女性人材リストの課題として、各分野の登録者数の充実を図るため、人材の発掘が必要である。 ・女性管理職の登用に向け、令和6年4月1日付け人事異動において、ライン職の女性管理職を課長補佐級については3名、係長については3名を新たに配置した。
今後の取組予定	・市の政策・方針決定過程へ女性の参画を推進していく。 ・女性人材リストの充実やその活用について、幅広い広報・周知を進めていく。男女共同参画事業(女性セミナー等)にて人材発掘を行う。 ・女性職員のキャリアアップや活躍推進に係る研修等による管理職候補となる女性職員の人材育成。女性管理職の積極登用にに向けたライン職への登用や性別にとられない職員配置の実施。

具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	10 情報誌等を活用した啓発や研修会等の開催(市民課)
評価	A
実績	・「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ・男女共同参画講演会 『いらんな性といらんなんあり方「自分らしくって一体なんだ?」43人 企業向けセミナー「誰もが活き生きと働く職場を実現する!ワーク・ライフ・バランスセミナー」 実施(39人参加)
成果及び課題	政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、今後もワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶ機会を増やすとともに、さらなる男性の家庭参画の機運作りが必要。
今後の取組予定	雇用の分野等における政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、引き続き情報誌での情報提供を行うほか、企業向けの研修会等を実施する。また、経済労働分野における女性人材リスト登録者の発掘を行う。

具体的施策	女性の人材育成とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。
実施事業	11 男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進(市民課) 12 市女性職員の研修参加促進(総務課)
評価	A
実績	・女性応援セミナー(2回延べ37人)、女性が奏でるまちづくり事業(全4回延べ62人) ・主任総3～10年目の職員を対象に、キャリアアップ活躍推進研修(受講者:71名)
成果及び課題	・参加者が自分らしく自分のできることを見つけて、新たに挑戦しようという気持ちを育み、女性の人材育成とキャリア形成に寄与することができた。 ・年度毎に対象者を変更するとともに、昨年度同様、男性職員も対象とすることで、男性・女性にとらわれない、多様な層に対して研修を実施。男性・女性にとらわれないキャリアアップ及び能力開発に向けた意識向上を図ることが出来た。
今後の取組予定	・引き続き、あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を行う。 ・職員のキャリアアップや能力開発に資する市独自研修の実施や研修専門機関での研修受講の推進等を行う。

施策の方向 3 男女ともに仕事と生活の調和を図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和を図れる環境整備の促進
施策の内容	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
実施事業	13 パンフレット等による広報啓発(商工振興課) 14 勤労者サービスセンターへの補助(商工振興課) 15 男女共同参画に係る企業向け研修(ワーク・ライフ・バランスセミナー)の実施(市民課)
評価	A
実績	・県や国(労働局等)から送付のあったリーフレット等(年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係)の掲示等 ・鹿屋市勤労者サービスセンターへ補助金を交付し、雇用共済保険給付事業(雇用給付金)、健康維持増進事業(各種健診、施設利用助成等)、福利厚生事業(イベントの開催、チケット等購入費・宿泊費・学習講座受講料等助成)、幹旋事業(中退共、小規模企業共済、融資)を実施 ・企業向けセミナー「誰もが活き生きと働く職場を実現する!ワーク・ライフ・バランスセミナー」実施(39人参加)
成果及び課題	・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。 ・勤労者サービスセンターの会員は男女がほぼ同程度の割合となっている。福利厚生事業の案内、啓発は男女を問わず積極的に会員への提供を行った。 ・事業所の管理職や人事に携わる方に、労働者一人ひとりが心と体の健康を保ち、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら充実した生活を送ることは、職場で活き生きと働くための基礎であり、企業の活力にもつながることを再認識する機会を提供できた。
今後の取組予定	・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っている。 ・勤労者サービスセンターでは、引き続き会員向けの福利厚生サービスを提供すると共に、「働き方改革」や「介護」など社会的な流れを意識した魅力ある事業を検討し、サービスの充実を図る。 ・仕事と生活の調和への取組により、誰もが働きやすい職場づくりの整備が推進されるように、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	16 働く場における男女雇用機会均等の広報啓発(商工振興課) 17 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備(総務課)(教育総務課)
評価	B

実績	・県や国(労働局等)から送付のあったリーフレット等(年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係等)の掲示等 ・市職員の育児との両立支援制度の活用実績 育児休業21名(うち男性職員5名)、部分休業18名(うち男性職員1名)、 育児短時間勤務1名(うち男性職員0名)、育児時間(特別休暇)1名(うち男性職員0名) ・市職員の介護との両立支援制度の活用実績 介護休暇0名、介護時間0名、短期介護休暇9名、※周年 ・市職員(教育委員会)の各種休暇等取得状況(延べ) 育児休業申請 1名、介護休暇申請 0名
成果及び課題	・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。 ・市職員について、育児休業を取得できている男性職員は増えてきているが、男性職員の育児休暇等の取得率が低く、育児休業の活用期間が短い。男性職員の育児休業等を更に促進するため、計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりの推進が必要。
今後の取組予定	・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っていく。 ・引き続き、所属長による「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した職員の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けの実施 ・各種研修会で制度の説明を行うとともに、制度を活用しやすい環境整備、人事異動に努めていく。
具体的施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援 子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。 併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。
施策の内容	18 休日保育事業の実施(子育て支援課) 19 病児保育の実施(子育て支援課) 20 延長保育の実施(子育て支援課) 21 一時預かりの実施(子育て支援課) 22 放課後児童健全育成事業の実施(子育て支援課) 23 子育てに関する情報の提供(子育て便利帳の作成・配付)(子育て支援課) 24 地域子育て支援拠点事業の実施(子育て支援課) 25 ファミリー・サポート・センター事業の実施(子育て支援課) 26 地域組織活動育成事業(母親クラブ)の実施(子育て支援課)※R4年度～事業廃止 27 介護サービスの充実(高齢福祉課) 28 地域包括支援センターの機能強化(高齢福祉課) 29 市職員へ育児休暇制度や介護休暇制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の削減(総務課)
評価	A

実績	・休日保育事業 登録者数: 80人(延べ人数1,005人) ・病児保育(実施か所 1か所 延べ利用児童数 654人) ・延長保育(年間延べ利用児童数: 9,794人、実施施設:29園) ・一時預かり(年間延べ利用児童数 一般型:1,208人、幼稚園型:92,679人) ・放課後児童健全育成事業(実施箇所数 32か所 延べ利用児童数 283,978人) ・子育て便利帳令和5年度版の製作、配布(4,200部) ・地域子育て支援拠点事業(センター型 2か所 ひろは型 7か所 延べ利用数 37,744人) ・ファミリー・サポートセンター事業 会員数:652人(利用会員322人、サポート会員287人、面方会員43人) 活動回数:850回(子どもの預かり189回、送迎522回、家事援助18回、その他121回) ・介護サービス 要介護・総合事業認定者 5,939人 受給者数:居宅介護サービス(3,552人)、地域密着型サービス(1,223人)、施設サービス(892人)、総合事業(925人) ・地域包括支援センターでは、情報発信・情報提供に努めるとともに各種講座を開催。 相談者数:3,115人 ・市職員については、各種休暇制度の周知、定時退庁日の適切な運用の周知、ICTツールの活用やRPA等導入による事務作業の効率化や業務改善、電子決裁の導入による業務効率化の実施。	
成果及び課題	・休日保育利用時には実施施設に予約が必要だが、受入数が限られているので、早めの予約が必要。病児保育は、保護者の就労に対応した保育を提供できた。延長保育は、可能な範囲で保育を提供することにより、多様なライフスタイルに対応した。放課後児童健全育成事業については、未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などの課題がある。 ・子育てで便利帳は、家庭(男女)で育児を行うという視点で構成。毎年見直しを行うことで、新制度を含め、広く本市の子育て支援制度の周知が図られている。 ・コロナウイルス感染症に5類移行に伴い、子育て交流プラザをフルオープンしたことに伴い、利用派の増加につながった。つどいの広場や子育て支援センター等においては、子育て世帯の親子が気軽に集い、交流を図るための場の提供、子育て家庭等に対する育児不安等の相談・助言等を行い、様々なイベントや講習会を開催し、保護者同士によるネットワークづくりを図った。 ・ファミリー・サポートセンター・サポート会員は、男女を問わず登録が可能で、保育の援助を必要とする家庭への支援を実施した。(新規利用会員登録者数 54世帯、新規サポート会員登録者数 14世帯) ・在宅での介護者は70%が女性であり、また、10%程度の介護者が離職や転職していることから、介護者が固定化されずに要介護者を取り巻く家族全体で介護に取り組む機運の醸成を図る。 ・地域包括支援センターの講座やイベント等については、男性も参加しやすい講座となるよう企画していくこと。 ・市職員の育児のための両立支援制度の周知強化、男性職員の育児休暇等の取得率が低く、育児休業の活用期間が短いことへの対策、時間外縮減に向けた取組が必要である。	
今後の取組予定	・引き続き、多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援を行う。 ・鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小学生を持つ保護者が安心して労働等が行えるように、放課後児童支援員の質を確保するとともに未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などを検討する。 ・紙の冊子に加え、電子書籍(アプリ)による子育て支援制度の周知拡大。 ・新たな施設利用者の獲得に向けた情報発信の方法や交流の場を増やすなどの検討。また、重層的支援事業の開始に伴い、相談を受けた後に適切な関係部署に引き継ぐ能力を持つ子育てアドバイザーを育成を行う。 ・必要としている世帯や支援したい人が制度につながるよう、制度の周知・広報に努める。 ・第9期介護保険事業計画(令和6年度から8年度まで)に基づき、介護サービス提供を実施していく。また、介護人材の定着・育成支援や、仕事と介護の両立のための各種制度の周知や家族介護者の支援の充実を図る。	

施策の方向 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を発揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組めます。
実施事業	30 関係法令・制度の周知(商工振興課) 31 市役所事業主行動計画の取組の推進、ハラスメント防止に向けた広報・啓発(総務課) 32 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発(総務課) 33 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発(市民課)
評価	B
実績	・国(労働局等)や県から送付のあった関係法令リーフレット等(最低賃金改定、年次有給休暇の取得促進、通労死等防止月間、育児・介護休業制度 等)の掲示等 ・鹿屋市役所特定事業主行動計画に定める取組事項を実施。男性職員の育児休業等を促進するため、所属長に対し、「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した出生等に関する情報把握や計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりを推進するよう指導。 ・市役所におけるハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知(相談員 16名 うち女性職員13名)。職員や会計年度任用職員に対し、ハラスメントに関するアンケートを実施。 ・「男女共同参画お届けセミナー」にて人権・ハラスメント防止研修実施 (株式会社西日本養蠶社員 22人、南小学校教職員 9人)
成果及び課題	・市役所男性職員の育児休業の取得促進やハラスメント相談体制の充実及び相談への適切な対応が課題。 ・お届けセミナーを活用したハラスメント防止研修では、子どもの人権、女性の人権、セクシュアル・ハラスメント等について考える機会となった。
今後の取組予定	・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。 ・市においては、引き続き、各種休暇制度を利用しやすい環境を整えるとともに、制度周知を図る。また、時間外勤務を縮減するため、働き方改革や事務改善等を推進する。 ・ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談員を運用し、相談体制を確保するとともに各種研修において、広報・啓発を行う。 ・誰もが働きやすい職場になるようセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、お届けセミナーに加え、男女共同参画Newsやホームページ等に情報を掲載する。
具体的施策	農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知やセミナー等に取り組めます。
実施事業	34 家族経営協定締結の推進(農政課) 35 酪農・和牛ヘルパー運営の支援(畜産課) 36 国・県等が実施する事業の情報提供(商工振興課)
評価	B

実績	・家族経営協定の締結件数:3件 農業者等が組織する家畜管理代行組織(ヘルパー組織)に対し支援し、休息や休日取得によるゆとりのある畜産経営を推進した。 (利用件数 前席:子牛2054頭・母牛789頭、引出:195頭、飼養管理:19日) ・広報かのや及びホームページへの掲載 (公的職業訓練各種、女性のための再就職支援セミナー、働き方改革セミナーの開催等)
成果及び課題	・新規就農者や生産組織等に対し、継続的に周知しており、毎年協定締結に結びついている。 ・ヘルパー要員活動を支援することで、緊急的な対応や休日取得等を推進し、利用農家のゆとりある経営につながった。
今後の取組予定	・認定農業者だよりや生産組織等に対し、家族経営協定等について継続的な周知を行う。 ・引き続きヘルパー要員支援を行うことにより、畜産農家の労働負荷軽減を図る。 ・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口を設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。
具体的施策	女性の就業・起業等多様な働き方への支援
施策の内容	女性の就業機会の拡大に向けた起業等、能力を発揮しながら希望する働き方ができるような情報提供や相談活動などの支援及び広報・啓発に取り組みます。
実施事業	37 起業・創業等のための相談支援(産業振興課) 38 就農相談会の開催(農政課) 39 合同就農説明会の実施(商工振興課)
評価	A
実績	・起業・創業のための相談件数42件(うち女性13件)、大隅よろず定期(創業支援)セミナー出席者数(鹿児島県よろず支援拠点との共催) 41名(うち女性23名) ・就農相談会に参加(マイナビ農業FEST(相談者3組)、鹿児島移住セミナー(オンライン)、かごしま就農・就業相談会(相談者5組)) ・合同就農説明会 実施回数2回(鹿屋市合同企業説明会、大隅地域合同企業説明会) 出展企業延べ数156社(うち鹿屋市内企業102社)、来場者数885名、雇用マッチング数76名(鹿屋市合同企業説明会)
成果及び課題	・女性起業者は3人(産業振興課へ起業相談の上、実際に起業された方) 相談件数の女性の比率は78%で女性の創業意欲が高いことが伺える。実際の開業につながるように細かなフォローアップが必要。 ・就農相談会で面談した就農希望者に本市農業や移住施策等の情報提供を行った。 ・性別や年齢に関わりなく、多数の方に地元企業のPRを行い、新規雇用の創出に繋がった。
今後の取組予定	・今後も創業希望者への相談業務を行い、起業しやすい環境づくりに取り組む。 ・企業・創業希望者を対象とした鹿屋市と共催の大隅よろず定期セミナーの開催(2ヶ月に1回第3火曜日開催予定) ・令和6年度は、女性の起業を支援するため、「自分らしい働き方」企業応援事業を業務委託する。 ・引き続き県内・県外の就農相談会に参加し、就農を希望する方への情報提供を行いながら、新規就農者の獲得に努める。 ・今後も合同企業説明会を実施し、地元企業と直接接する機会を作り、雇用促進を図る。

重点目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

具体的施策	
施策の内容	暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進 性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	40 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発(市民課)
	41 リーフレットや「男女共同参画NEWS」を活用した広報、啓発(市民課)
	42 人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催(生涯学習課)
	43 人権問題講演会の開催(生涯学習課)
	44 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の職員への周知(学校教育課)
評価	45 学校における校内研修の実施(学校教育課)
	A
実績	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)における啓発活動 「Kanoya男女共同参画News」、広報かのや、ホームページでの周知啓発、パープルリボンツリーの設置(本庁、総合支所、図書館、中央公民館、ばら園、協賛事業所)パネル展示の実施、パープルリボン付相談窓口情報カードの配布 ・「Kanoya男女共同参画News」での啓発(配募センター連絡先(3回)) ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催 ・応募数【ポスター】小学生309・中学生525【標語】小学生3461・中学生1452 ・人権問題講演会を実施 演題:「ヤングケアラーが抱える葛藤～「ありのまま」に寄り添うために」 ・「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の周知のために、4月中に各学校で研修会を実施するよう指導、県教委の通知文を基に各学校への周知 ・人権同和教育研修に関する校内研修の実施(年3回以上(100%)) ・教職員「共通理解(学校の人権教育の目標、教師の基本的姿勢、校内の推進体制)(100%)」 ・研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会(12の人権課題について)」、「男女共同参画の視点」の活用(100%) ・性的マイノリティに関わる研修会、共通理解の実施(100%)
	・女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、DV等の暴力の防止のため、関係団体、県男女共同参画地域推進員、鹿屋市立図書館等の他の機関等と連携し、様々な広報、啓発活動を行った。 ・人権啓発ポスター・標語に関しては、男女共同参画を観点とした作品は多くは見られない。 ・人権問題講演会においては、人権に関するテーマの中で、時流に沿った話題や、興味・関心を引きやすい話題からテーマと講師を選定し実施しているため、男女共同参画の啓発を継続して実施することが困難な状況である。 ・スクール・セクシュアルハラスメント防止のため、ハラスメント研修会及びハラスメント窓口担当の研修会の実施。 ・8月の不祥事防止月間や各学校の計画に基づいて行われる職員研修に教職員係で出向き、女性の人権に関する研修会の充実を図った。 ・県作成の「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業報告書2023」の活用を図った。 ・学校における校内研修について、研修した内容を実践行動につなげていくために、校内での支援体制作りが課題である。
今後の取組 予定	・女性に対する暴力の防止、また被害者の早期救済のための相談窓口に関する情報などについて、様々な機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。また、パープルリボン運動については例年通り、民間団体とも連携・協力して事業を進めていく。 ・鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止については、鹿屋市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針を策定し、全職員へ周知を継続的に図っていく。

具体的施策	
施策の内容	若年層からの予防啓発の推進 児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。
実施事業	46 中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施(市民課)
	47 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	48 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施(健康増進課)
評価	A
実績	・人権・デートDV防止研修会(中学校8校 高校2校)、 ・学校においては教育課程への位置付け 「人権教育の理念」を学校経営方針などに明示し、人権同和教育の推進に取り組んでいる。 人権同和教育の年間指導計画の作成 「人権同和教育啓発強調月間」(8月)、「人権週間」(12月)の取組を行っている。 ・学校だより、学級通信などで広報・啓発の実施 ・小中高の児童生徒、保護者、教職員を対象にエイズや性感染症等に関する正しい知識の普及啓発、被害者やLGBTQなどの教育(性教育 小中高計66回、いのちの授業 小中高計23回)
	・人権・デートDV防止研修会により、デートDVIについての正しい知識や、自分も相手も大切にし対等な関係を築く方法を学んでいた。 ・各学校において、「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の下、様々な取組を行うことができた。発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるよう、研修会等を充実させていく必要がある。 ・児童・生徒へ男女が互いの性を尊重する関係であることの大切さについて理解を図ることができたが、子どもとかわる教職員や、保護者等への周知・理解についても今後充実させていく必要がある。
今後の取組 予定	・人権・デートDV防止研修会を継続して実施し、若年層からのDVの予防啓発に努める。 ・人権教育に関する学習等を公開したり、保護者、地域等との連携を充実させていく。 ・「性教育」J1いのちの授業Jについては、今後も継続して事業展開を図る。

具体的施策	
施策の内容	被害者が安心して相談できる体制づくり 被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	49 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進(福祉政策課)(市民課)
	50 DV対策庁内連絡会議等による庁内の連携(市民課)
	51 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知(市民課)
	52 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する庁内相談体制の充実(総務課)
	53 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供(地域活力推進課)(福祉政策課)
今後の取組 予定	54 配偶者暴力相談支援センターでの相談(子育て支援課)
	55 婦人相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(子育て支援課)
	56 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などの連携によるDV被害者の早期発見(学校教育課)

評価	A
実績	・鹿屋市民生委員協議会地区会長や定例会で相談体制等の理解を図った。(月1回開催) ・常設人権相談所の実施(女性の人権問題について相談対応) ・全国一斉女性の人権ホットライン週間実施(11月15日から11月21日) ・人権擁護委員会男女委員会内で、テートDVIに関する研修会を実施 ・人権パンフレットの作成 ・DV対策市内連絡会議にて、DV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認 ・女性に対する暴力をなくす運動期間中に、バーブルリボンツリーと一緒にDV相談窓口情報カードを設置(本庁、3総合支所、図書館等計15箇所)。男女共同参画NEWSにDV相談窓口を3回掲載 ・市議員の片内相談体制 16名(うち女性職員13名) ・外国人に対しては「外国人の人権のための生活便利帳」を用いて相談窓口等の周知を、障がいのある方に対しては「障害のある外国人の生活支援センター」を用いて相談窓口等、おのおの被害者就業・生活支援センターなどの相談機関の案内や情報提供等の実施。 ・配偶者暴力相談支援センターでのDV相談、救済のアドバイス等(相談件数578件)。 ・マイフレンドルーム(鹿屋市教育支援センター)指導員2人、マイフレンド相談員9人を配置、スクールカウンセラー5人を各学校に派遣、スクールソーシャルワーカー3人を配置・活用
成果及び課題	・民生委員研修会以外での理解促進方法を検討する必要がある。 ・DV対策市内連絡会議を年度の早い時期に実施することで、新たな担当者を含めてDV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認し、DV被害者への的確な支援に繋がった。 ・国籍や性別に関わらず、増加を続ける市内在留外国人の人権が尊重され安心して暮らせるよう、市役所内での外国人相談窓口の設置について継続して検討していく必要がある。 ・障がいのある外国人に対する相談支援のノウハウがないことから、先進事例等の調査研究を行っていく必要がある。 ・令和4年度から、家庭児童相談員と女性相談員が、より連携がとりやすい環境となった。
今後の取組予定	・女性に対する暴力の防止、また被害者の早期救済のための相談窓口に関する情報などについて、様々な機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。 ・引き続き、ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談員を運用し、相談体制を確保するとともに各種研修において、広報・啓発を行う。 ・外国人相談窓口の設置についての協議を関係各課と行う。 ・鹿屋市配偶者暴力相談支援センターの女性相談員等によるDVの相談、自立に向けてのアドバイス等を実施する。また、関係機関との連携強化を図っていく。また、今後も警察の面前DVの報告など暴力に関する情報の共有を図り、早期発見と支援に努めていく。
具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報等の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基礎、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。 57 DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置(市民課) 58 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応(福祉政策課)(市民課) 59 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護(子育て支援課)(福祉政策課)(高齢福祉課) 60 福祉サービスの提供者による早期発見 (福祉政策課) 61 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり(地域活力推進課)(福祉政策課)(高齢福祉課) 62 生活保護等の支援制度の活用(福祉政策課)

	63 自立困難な被害者への対応(福祉政策課)
	64 医療保険の加入脱会手続きにおける支援措置(健康保険課)
	65 DV被害者等の一時避難への支援(子育て支援課)
	66 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援(子育て支援課)
	67 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者への日常生活の支援(建築住宅課)
	68 現住所地に住民登録をしていないDV被害者の子どもへの支援 (学校・保育園等の転校、入園、健康診断や予防接種の支援(子育て支援課)(学校教育課)(健康増進課)
評価	A
実績	・DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置を実施(支援措置件数172件) ・DV被害者の早期発見・対応のため、民生委員による地域住民の生活状態の把握、相談や助言・福祉サービス利用のサポート等、人権擁護委員による常設人権相談所の開設 ・関係施設と連携したDV被害者の保護のため、障がい者福祉施設や肝属地区障がい者期間相談支援センターと連携を図り緊急入所等への対応、市高齢者緊急一時保護事業の実施等 ・DV被害者からの避難者で生活保護申請を行う者に対しては、警察等の関係機関と連携し、安全を確保(交付制限等)した上で、必要に応じて自立助長に向けた支援を実施 ・母子の安全を確保するため、市営住宅または一般住宅へ入居するための証明書発行や一時避難についての専門的相談を活用しながら、市営住宅または一般住宅を実施 ・DV被害者の母子生活支援施設入所事業による支援や、市営住宅への優先入居措置、DV被害者の子供への支援を実施
成果及び課題	・関係各課における支援措置対象者の情報の取扱いについて、課内で共通の認識を持ち、慎重に対応することができ、引き続き必要。 ・民生委員研修会以外における周知の方法の検討。 ・障害福祉サービス利用者でない者(障害支援区分の認定を受けていない場合等)を保護する場所の確保が課題。 ・通報に基づき事実確認等の調査を行い、関係者への注意喚起や指導等により虐待等の未然防止を図ることができた。一方、被害者や通報者の秘密を保護しながら、どの程度、具体的な事実確認を行うことができるか、という課題がある。 ・国籍や性別に関わらず安心して暮らせるよう、市内在留外国人の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制について、関係課や関係機関と連携を図る必要がある。日本語を話さない外国人からの相談等に対して、介護サービス等の福祉サービスを利用せず、地域との関わりがなく、自分で発信することができない方の早期発見が課題である。 ・DV事案については、本人の主張に頼る面があるので、事実確認(事件性)が難しい事案がある。
今後の取組予定	・担当職員のみならず、職員共通で支援措置対象者の個人情報の取り扱いを慎重に行い、関係各課と連携を取りながら、引き続きDV被害者の安全確保と自立の支援を実施する。 ・緊急的な一時避難が必要となった場合には、各関係機関との連携を迅速に行い、母子の安全確保に努める。事案発生前から備える。また、専門相談を活用しながら、適切な助言ができるよう努める。 ・DV等の理由により生活基盤のない母子等に対し、日常生活の場の提供を行っていく。また警察との連携を強化していく。 ・避難している子どもの人権が損なわれないよう、学校、健康診断、予防接種など子どもの最善の利益を考え迅速な対応に努める。

施策の方向 2 生涯を通じて男女の健康への支援

具体的施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組めます。 69 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
実施事業	70 健康の保持増進のために健康増進、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	71 疾病の早期発見、早期治療を図るため各種検診を実施（健康診査・がん検査事業）（健康増進課）
	72 検診結果にもとづき、特定保健指導を実施（特定保健指導事業）（健康増進課）
	73 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	74 県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）（健康増進課）
	75 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施（高齢福祉課）
	76 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施（市民スポーツ課）
	77 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施（市民スポーツ課）
評価	A
実績	・こころの健康相談（定期：12回・6人 随時：延92件）、思春期相談 12回・延12人、いのちの授業（23回）、助産師等による健康教育（21回） ・健康相談会（19回）、相談室での相談（来所57人、電話54人）、かのやん体操（116回）、60代60分ウォーキング教室（10回）、高齢者学級等（9回）、骨盤エクササイズ教室21回、30代健康教室（11回）30代健康さっぶ（21人） ・各種健診の実施 ・健診結果に基づき保健師、管理栄養士、健康運動指導士等による指導・支援（健診結果個別相談会63回） ・産後の女性の健康づくりのための健康教室（21回）、市民健康づくり講座（9回） ・高齢者運動サロン（20団体）、介護予防教室（246教室）、介護普及啓発事業（延べ参加者数1,905人）、高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービSC）（6人） ・各種スポーツ教室等開催 12種目 19コース 会員数2,449人（うち女性1,130人）
	・「いのちの授業」については、がん患者の講演により、いのちの大切さや一人ひとりの個性を尊重することの大切さや自己肯定感を高めることができた。また、様々な内容の相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携が図れている。 ・レディース健診の継続実施により、女性が安心して受診できる体制づくりを行うと共に、若年層から継続した心身の健康保持増進のために企画調整を行い実施した。 ・女性は育児や介護等で生活を変えにくい状況があるため、保健指導の実施方法やフォロー体制についても工夫が必要。 ・集団を対象とした運動指導だけでなく、個別や小集団を対象とした介護予防の普及啓発等にも取り組み、その中で相談対応も行うことで性別に関係なく、個々のニーズに対応している。
成果及び課題	
今後の取組予定	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、引き続き工夫を凝らした事業を展開する。

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重されたと上で、生涯にわたる健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組めます。
実施事業	78 エイズ予防のための講演会、学習会の実施（エイズ予防事業）（健康増進課） 79 発達段階に応じた保健学習の充実（学校教育課）
評価	A
実績	・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発や清潔保持や二次性徴などの教育を実施。計71回・1018人（小学校49回、中学校15回、高校2回、教職員等5回） ・小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野における保健学習の実施
成果及び課題	それぞれの学校の実情に合わせて、学年合同やクラス別等講演の実施方法について、講師と担任で協議し工夫した。 ・性を理解、尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導や助産師や保健師等の外部人材を活用した学習を取り入れる必要がある。
今後の取組予定	エイズ予防事業は、今後も継続して事業展開を図る。また、発達段階に応じた保健学習の充実については、研修会や研究授業等をおとして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。
具体的施策	安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを生み育てるための環境を整えます。 80 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施（健康増進課）
実施事業	81 母子手帳発行、妊婦検診、妊婦訪問、パパママ教室、母子相談（健康増進課）
	82 産婦・新生児訪問、産後ケア、こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室（健康増進課）
	83 各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業（健康増進課）
	84 助成事業の実施（不妊治療費助成事業、未熟児訪問養育医療給付事業）（健康増進課）
	85 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の助成（認可外すこやか検診事業）（子育て支援課）
評価	A
実績	・母子手帳交付数：749件、ハイスクーププラン作成数：妊婦 206件、乳幼児 72件、産婦 73件 来所相談：妊産婦 16人、乳幼児 224人、電話相談：妊産婦 102人、乳幼児 78人 ・妊婦健診：8,903件、産婦健診：1,372件、新生児聴覚検査：702件 母子相談（4地区合計）：1,035件、母乳相談（鹿屋地区のみ）：88件 ・妊婦訪問：44件、新生児訪問：640件、訪問産後ケア（乳房ケア）：225件 訪問産後ケア（沐浴）：17件、訪問産後ケア（乳房ケア・沐浴）：3件 宿泊型産後ケア：実人数32人、延べ日数125日、こんにちは赤ちゃん訪問：643件 ・予防接種事業：MR1,659人、四種混合3,336人、不活化ポリオ0人、二種混合869人、日本脳炎3,594人、BCG759人、HPV954人、ヒブ3,092人、小児用肺炎球菌3,096人、水痘1,505人、B肝2,298人、ロタ1,860人、任意成人風しん148人 ・乳幼児健康診査：3か月児健診770人（97%）、7か月児健診681人（87%）、1歳6か月児健診848人（99%）、2歳児歯科 785人（89%）、3歳児健診810人（92%） ・歯科保健事業：歯っぴい教室 77件（6,526人）、8020表彰65名 ・助成事業：未熟児養育医療給付事業 申請者数 実44件、延50件、訪問者数 延22件、不妊治療費助成事業 申請者数 実175件、延189件 ・認可外保育所すこやか健診事業：内科健診：年0回、歯科検診：年0回、対象施設：0施設

成果及び課題	・母子手帳交付等を個別で丁寧な支援を行いご夫婦と顔の見える関係性づくりに繋げられた。特に、母子手帳の交付や、妊娠初期出産育児の支援については、夫婦揃っての相談教育を受けやすいように予約制で個別指導・教育を行い、「協力しあえる家族」支援に繋がることができた。 ・ハバママ教室の父親の参加も多く、子どもが生まれる前から母親とともに育ていく父親支援の1つとなっている。感染拡大防止のため、参加人数を制限していたが、できるだけ多くの方に参加してもらえよう、人数枠を調整する等の工夫をしていきたい。 ・母親の支援を通して、男性の育児参加の情報提供や傾聴を行っている。また、養育環境に応じて支援を実施している。事業実施の場に父親が同席している場合は、同様に支援を実施している。 ・昨年から引き継ぎ、乳幼児健診で父親の同伴があった場合は、家庭での役割分担等、問診の聞き取りを夫婦平等に行うように配慮した。 ・不妊治療については、女性だけでなく男性不妊治療の助成も行っている。
今後の取組 予定	安心して子どもを生き育てる環境づくりを推進するため、今後も継続して事業展開を図る。

施策の方向 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	86 国民年金の加入脱会手続きにおける支援措置(市民課)
	87 かわいい孫への贈り物事業(子育て支援課)
	88 児童扶養手当支給事業(子育て支援課)
	89 ひとり親家庭医療費助成事業(子育て支援課)
	90 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等(子育て支援課)
	91 自立支援教育訓練給付金事業(子育て支援課)
評価	92 高等職業訓練促進給付金事業(子育て支援課)
	A

実績	・配偶者からのDV被害者に対する支援措置として国民年金の免除申請やその他の申出の案内を実施。 ・かわいい孫への贈り物事業交付件数:896件 ・児童扶養手当の支給(1,310人)、ひとり親家庭医療費助成(25,913件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の相談(41件)・受付(11件)、 ・自立支援教育訓練給付金事業 支給者数:1名 ・高等職業訓練促進給付金事業 支給者数:9名
成果及び課題	・各事業を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進等に寄与することができた。 ・自立支援教育訓練給付金事については、ハローワークでも同様の事業があり、その事業に漏れた者が対象となることから、本事業による助成希望は少なかった。
今後の取組 予定	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、継続して事業を行う。

具体的施策	高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適正に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
実施事業	93 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援(相談支援事業)(福祉政策課)
	94 ボランティア奉仕員養成講座(手話奉仕員養成・点訳、音声訳(テープ録音)奉仕員養成、要約筆記奉仕員養成など、各講習会)の実施(福祉政策課)
	95 意思疎通支援事業(各奉仕員の派遣事業)の実施(福祉政策課)
	96 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築(高齢福祉課)
	97 介護保険制度の広報啓発(再掲)(高齢福祉課)
	98 住宅改善事業の推進(建築住宅課)
評価	A
実績	・身体障がい、知的障がい、精神保健福祉に関し、肝属地区障がい者基幹相談支援センター相談員を中心とする相談支援を行った。延べ相談件数(鹿屋市分のみ) 3,630件 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティア奉仕員を養成(手話奉仕員22人、点訳奉仕員4人、音声訳奉仕員7人、要約筆記奉仕員4人) ・社会福祉協議会を通じて手話通訳者や要約筆記者の派遣(39回) ・在宅福祉アドバイザーによる地域の見守りを行った(アドバイザー配置数228人) ・介護保険制度について、広報紙、出前講座、介護予防教室等で広報啓発活動の実施
成果及び課題	・各種ボランティア養成講習会の参加者が減少傾向にある。 ・在宅福祉アドバイザーの約89%が女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性の在宅福祉アドバイザーの活動(委嘱)を促進する必要がある。 ・介護保険制度に関する出前講座や介護予防事業等への男性の参加者が少ないことから、男性にも介護保険制度はもとより、介護予防等にも意識を持ってもらえ工夫を検討する必要がある。
今後の取組 予定	・引き継ぎ、高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援を行う。 ・手話奉仕員等のボランティアの養成を推進し、派遣登録者の増加を目指すとともに、派遣の内容や方法、派遣者の処遇等の見直しを図る。

施策の方向 4 防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	103 女性消防隊活動の促進(安全安心課)
評価	B
実績	・鹿屋地区教養訓練への参加(12名) ・防火ハレード(春・秋・冬)への参加(春・2名)(秋・1名) ・広報活動(各方面隊管轄区域 4名×11回) ・県女性消防団員操法大会参加(5チーム出場中3位) ・県女性消防団員研修会(10名) ・肝属地区女性団員HUG研修への参加(15名)
成果及び課題	・女性隊員が訓練等に参加することにより、様々な視点での訓練、広報周知ができた。 ・女性隊員の視点を活かした消防団活動の実施、女性隊員の増員が課題。
今後の取組予定	・定期的に女性隊の定例会を行い、女性隊特有の戸別訪問や広報巡回活動を実施する。 ・火災現場などで被災者に寄り添い精神的なサポートを行うために、定期的に訓練等を実施する。
具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。
実施事業	104 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課)
評価	B
実績	・令和2年度に策定した備蓄計画に基づき、女性用生理用品及び粉ミルクを購入。 ・男女共同参画の視点から令和3年度より指定避難所の避難所配備要員に女性職員を配備。
成果及び課題	・市備蓄計画への女性用品の追加を行った。 ・女性に配慮した避難所レイアウト作りなど、男女共同参画の視点を反映した避難所運営や管理運営マニュアルの継続的な見直しを行った。 ・女性が避難所を運営する際の不安要素(セクハラ、身体的不安)があること、関係者の理解を図る周知が課題。
今後の取組予定	・鹿屋市防災会議における女性委員の割合を増やす取組を行う。 ・避難所運営における女性の参画や、女性に配慮した備蓄品の確保。

具体的施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。
実施事業	99 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発(市民課) 100 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築(地域活力推進課) 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進(地域活力推進課) 101 課 102 各種相談支援(健康増進課)(子育て支援課)(福祉政策課)(高齢福祉課)
評価	A
実績	・「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ・お届けセミナーにて講師派遣「LGBTQについて」「人権、ハラスメント防止 について」 ・男女共同参画講演会 性の多様性をテーマとした講演会 43人 ・ハートナージャック導入予定自治体(志布志市)との意見交換 ・人権強調月間(8月)及び人権週間(12月) LGBTQに関するパネル展示 ・「外国人のための生活便利帳」(市作成ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語、インドネシア語)を用いた相談窓口や行政サービス等の周知、国際交流員による外国人に向けた各種行政手続等の支援、外国人を対象とした日本語教室を運営する団体への支援、外国人総合相談窓口(県設置)との連携 ・みんなの異文化交流ひろば(計5回)、英語で学ぶアメリカ大統領選挙(計2回)を開催 ・国際交流協会にて、外国人日本語スピーチコンテスト、クリスマス「お菓子の家づくり」及び世界の料理ワークショップ等を開催 ・健康相談会 19回 49人 ・相談室随時相談 来所 57人 ・電話相談 54人 ・生活費・求職活動、病気や障害、家賃やローン、住居、債務、ひきこもり等の相談支援 延べ323件(男性:175人、女性:148人) ・児童虐待に関する相談件数 82件、高齢者や家族等からの医療・保健・福祉等に関する総合的な相談(受付件数 延べ569件、相談者数 実人数318人) ・Kanoya男女共同参画Newsでは、配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載。 ・性的少数者への偏見や差別をなくすための啓発の機運が高まった。 ・市内在留外国人が、国籍や性別、言語の違いに関わらず安心して暮らせるよう、日常生活の支援に繋がった。 ・外国人と地域住民が交流を通して互いの文化等の違いを理解し、国籍や地域に関係なく地域社会の一員として共生する多文化共生社会についての理解を深めた。 ・相談員に対し研修会の情報提供をしていきたい。 ・相談者の困窮の程度や内容に応じて、生活困窮者自立支援制度を活用し、引き続き、重層的な支援の強化を行うことが必要である。 ・令和4年度から子ども家庭総合支援拠点として、家庭相談係を新設し、保健師等の専門員を配置し相談機能を強化した。
成果及び課題	・情報誌の発行等を通じて、生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえ取り組む。また、パートナーシップ宣誓制度導入についても周知を図る。 ・引き続き「外国人のための生活便利帳」の市窓口や技能実習生受入企業等への配布や市HPでの案内を行うことに加え、市内在留外国人が必要な情報をより入手しやすい環境と体制を整備していく。また、外国人のための日本語教室を運営する団体に継続した支援を行うことによって、市内在留外国人による日本語の学習機会の提供や生活支援等を充実させ、本市で安心して生活できる環境づくりを推進する。 ・各種相談支援については、今後も継続した相談対応を行うとともに、個別ニーズに応じた支援を行う。また、関係者によるネットワーク強化を図る。
今後の取組予定	

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・出版物等の発行に際し、固定的性別役割分担意識が助長されることがないよう配慮します。
実施事業	105 「人権週間」の周知(市民課) 106 情報誌、リーフレット等による広報・啓発(市民課) 107 広報誌・ホームページ等による広報啓発(政策推進課) 108 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発(生涯学習課)
評価	A
実績	・人権週間について、FMかのや、市広報誌、市民課待合所広報モニター等を通じて人権尊重の啓発活動を実施。人権週間中は庁舎内にシンボルカラーのリボンで飾るためのツリー(ハート、オレンジ、ブルー)を設置するとともに、「にじいろおおすみ。」と連携LGBTQに関するパネルを展示 ・男女共同参画News発行(年4回 各5,000部)、市ホームページやSNS等を活用した情報提供。 ・出前講座の実施(3回) ・広報誌で男女共同参画や人権に関するイベント等を掲載 ・家庭教育ガイドの発行
成果及び課題	・人権週間については、市民団体と連携し、啓発を実施した。 ・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等を行った。 ・広報誌に掲載する男女数の比率に配慮した。 ・家庭教育ガイドについては、具体的な子どもの接し方について、父母関係なく参考となる内容のものを作成できたが、学生のイラストを使用する際、特に制服のイラストが性の多様性への配慮が足りていない。
今後の取組予定	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るため、引き続き、「人権週間」の周知や、情報誌、リーフレット等の配布やSNSを活用した広報・啓発を行う。

具体的施策	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行への見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組めます。
実施事業	109 男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介(市民課) 110 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催(市民課)
評価	A
実績	・男女共同参画Newsで男女共同参画の視点に配慮したイラストを使用。 ・市職員研修「男女共同参画の視点に立った施策推進の重要性について」28人 ・男女共同参画講演会「いろんな性という人なあり方」自分らしくって一休なんだ?」43人
成果及び課題	・全庁的に、男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の使用について取り組んでもらうための仕組み作りが必要。 ・市職員研修では、男女共同参画の視点に立った施策推進の重要性について理解を深めることができた。
今後の取組予定	男女共同参画Newsにて男女共同参画の視点に配慮したイラスト等について紹介することで、性別による固定的役割分担意識を助長する表現等を行わないよう啓発する。また、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを図るため、引き続き、市職員の研修及び講演会等を実施する。

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
実施事業	111 研究授業を通して各学校での校内研修(道徳教育)の充実(学校教育課) 112 管理職研修・男女平等参画等に関する研修会への参加促進(学校教育課)
評価	A
実績	・学校においては、「考え、議論する道徳」の実践に向けて、授業づくりに関する研修及び参観授業を実施。管理職研修では、人権尊重の教育の真実化を図った。 ・校長研修会 年間6回、教頭研修会 年間4回 ・各学校においては、人権啓発資料「なくそう差別 築こう明るい社会」、「仲間づくり」を使用して、計画的な啓発を実施
成果及び課題	・県作成の「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業報告書2023」の活用を図った。 ・各学校の実態に応じて実施を行っているが、男女共同参画を正しく理解するための専門的な研修(専門家を呼んでの研修)等を効果的に実施することが課題である。
今後の取組予定	・教職及び児童生徒の人権意識の高揚に向け、継続して確認や指導を行っていく。

具体的施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に努めます。
実施事業	113 家庭教育学級の実施(生涯学習課)
	114 「子育て講座」の実施(生涯学習課)
	115 「家庭教育講演会」の開催(生涯学習課)
	116 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催(市民課)
	117 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実(生涯学習課)
評価	A
実績	・家庭教育学級 開設学級数:47(年2～12回) ・子育て講座 35校(就学前子育て講座 23校、思春期子育て講座 12校) ・家庭教育講演会「にやーごの優しさ・テイクの思いやり」実施 439人 ・市職員研修「男女共同参画の視点に立った施策推進の重要性について」実施 28人 ・男女共同参画講演会『いろんな性といろんなあり方』自分らしくって一休なんだ?実施 43人 ・出前講座(39メニュー)の実施 実施件数:221件、受講者数:8,392人
成果及び課題	・家庭教育学級の開催要項に「父親を対象にした学習機会の工夫を図る」と記載することで、父親の家庭教育学級への参加を促した。また、開催要項に「開設期日、開設時間等を工夫し、参加率の向上に努める」と記載することで、多様な状況にある人が参加できる計画づくりを促した。 ・本市生涯学習における必要課題、要求課題を精査を行い、今後の講演会のあり方、内容を検討する。 ・市職員研修では、男女共同参画の視点に立った施策推進の重要性について理解を深めることができた。
今後の取組予定	引き続き、家庭・職場・地域における男女共同参画の正しい理解が図られるよう広報・啓発に努める。